

＜基本紹介手数料＞

貴法人における見込み年収の30%を上限に紹介料としていただきます。
直接雇用されるまで、紹介手数料は一切請求されません。

紹介手数料基準	紹介手数料
直接雇用における見込み年収	～30% ※上限紹介料

返金制度

入社後1ヶ月未満の退職の場合	2～3ヶ月未満の退職の場合
100%返金	50%返金

※返金制度に関して、退職理由によって返金しかねる場合がございます。
 (例1) 入職後の本人同意のない労働条件の変更・差異による理由
 (例2) セクハラやパワハラによる退職
 (例3) 会社都合によるもの、事業所の閉鎖等

＜分割支払も可能＞3回払いのお支払回数を選択できます。お支払い方法に関してはご相談ください。

◆お支払い時の払込手数料は別途ご負担いただきます。

紹介手数料例（見込み年収210万円の場合）	
年収2,100,000円 × 30% = 630,000円	
一括払い	3分割払い
693,000円（税込）	231,000円（税込） × 3